

令和7年度第2回文京区公契約審議会 議事概要

日 時：令和7年8月28日（木）午前10時から午後12時9分まで

場 所：文京シビックセンター15階 入札室

出席者

（委 員） 磯崎初仁、望月由佳、山口巖、二木玲子、大辻成季、太田至豪

（事務局） 竹田弘一総務部長、木口正和総務部契約管財課長、佐久間英一総務部契約管財課
主査、貴答要総務部契約管財課契約係長

傍聴者：5人

1 開会

●会長 皆様おはようございます。定刻でございますので、ただいまから令和7年度第2回文京区公契約審議会を開催したいと存じます。皆様におかれましては、ご多用のところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

令和8年度の労働報酬下限額につきましては、最終的には第3回の会議において決定していくことになりますが、本日は、区の令和8年度の予算編成を考慮いたしまして、労働報酬下限額見込額の決定まで進めたいと思います。前回同様、皆様からの活発なご意見をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。また、会議の円滑な運営にご協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、議事を開始するに当たりまして、まず、事務局から定足数のご報告とそれから配付資料も若干出ているようございますので、ご説明をお願いしたいと思います。

●契約管財課長 それでは、早速ではございますが、定足数についてご報告いたします。本日、委員の皆様が全員ご出席いただいておりますので、文京区公契約条例施行規則第8条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。まず、本日の次第がございます。この次第に配付資料の一覧も掲載してございます。あと、新たに追加した資料といたしまして、資料第4号-2がございます。さらに、前回、お配りした資料第1号から参考資料第3号までを合わせてご活用いただければと思います。お手元の資料で不足等は大丈夫でしょうか。事務局からは以上です。

●会長 それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

2 議事

令和8年度労働報酬下限額について

●会長 次第の2になります。令和8年度労働報酬下限額について、前回の継続という形で審議してまいりたいと思います。その前に、事務局からご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 それでは、本日お配りいたしました資料第4号-2をご覧ください。前回の議事でご報告した内容を盛り込んだ資料となっております。

まず、最低賃金制度の概要についてですが、東京都は、8月7日に東京地方最低賃金審議会で1,226円という答申がありました。あわせて、八ヶ岳高原学園がある長野県については、長野地方最低賃金審議会で、1,061円に改正することが適当であるとの答申があったところでございます。いずれも10月3日から発効される見込みとなっています。

国家公務員の給料を勧告します人事院勧告については、8月7日に行われ、3.62%の引上げとなり、34年ぶりの引上げ幅ということになっています。

内閣府が発表している景気動向指数については、8月7日には6月分の速報として下げ止まりとの判断がされていましたが、8月25日の確定値でも、下げ止まりと判断されました。

なお、参考までに、口頭でのご報告となります。昨日、内閣府において令和7年8月の月例経済報告がありまして、景気については、アメリカの通商政策等による影響が一部に見られるものの、緩やかに回復しているといったような報告がされました。

続きまして、4番の一般会計予算対前年度比較ということで、文京区の予算に関する情報提供となります。こちらは、令和7年度予算と令和6年度予算について、それぞれ歳入・歳出を予算ベースでまとめたものです。主なポイントをご説明しますと、歳入の主な項目である特別区税につきましては、6年度、7年度を比較して40億円弱増えるなど、近年増加傾向にあり予算規模は1,470億円となっています。歳出の特徴としては、民生費における支出の割合が例年よりも高くなっています。歳入では、特別区交付金がありまして、これは固定資産税や市町村民税法人分などを財源とする交付金でございまして、こちらは47億円増えていますが、税の性質上、景気に左右されやすく、今後の景気の動向次第で大きく減ったりする可能性があります。資料第4号-2のご報告は以上でございます。

●会長 確認ですが、資料第4号-2の4番の一般会計予算については、前回、区の予算状況はどうなっているのかというご質問についてのお答えと考えていいですか。

●契約管財課長 はい。そのとおりです。

●会長 分かりました。それでは、ただいま資料第4号-2についてのご説明がありましたが、

まず、今の説明に関して質問や確認事項などはございませんでしょうか。

それでは、令和8年度労働報酬下限額について審議してまいりたいと存じます。改めまして、資料第4号について、まず、1の工事又は製造の請負契約について審議し、残りの部分と分けて議論をいただきたいと思います。資料第4号の別紙7の1において具体的な算定方法についての記述がありますので、これについて意見交換をしたいと思います。2については、分けて議論したいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。

●委員 このタイミングが一番いいのか分かりませんが、前回の会議においてご質問をいただいておりましたので、そのことを東京商工会議所会員の経営者側に聞いてまいりました。ここでお話をさせていただいてもよろしいですか。

●会長 はい。ほかの委員もよろしいでしょうか。では、お願ひいたします。

●委員 まず、労働報酬下限額については、地域特性を踏まえると、いずれも妥当な範囲の金額であったと思いますということ。また、労働報酬下限が設定される趣旨は、適切な金額で発注し、業務の質を担保することにあると考えます。本件に該当する業務の多くは労働集約型であり、人手が必要な業務となります。そのため、業務の質を維持するためには従事者に相応の賃金を支払い、より良い人材に従事してもらう必要があります。

しかしながら、最低賃金の上昇に伴い、人材確保自体が難しくなっている状況にあります。安定した業務提供には人手確保が不可欠であり、そのためにも、区内の同種業務に従事した場合と遜色ない賃金の設計が求められます。

今回示された労働報酬下限額は、区内同種業務水準とほぼ同等であり、最低賃金に対して約15%から18%上回っています。千代田区、中央区、渋谷区、港区など都心部の商業地域やオフィス街では、同種条件による水準が高い可能性がありますが、人材コストも高いため、純粋な比較対象とは言いづらい面があります。

類似した地域特性を持つ目黒区と比較すると、現在の下限額は同水準であり、それを基にした設定とも考えられ、下限額を1,441円から1,445円に定めることは妥当な範囲であると判断しますとの意見が経営者側からありましたので、ここでご報告させていただきます。

●会長 そうすると、今の意見のポイントは、第1回の審議会で示していただいた1,441円または1,445円程度の水準が妥当ではないかと。2についての意見と考えてよろしいですか。

●委員 そのとおりです。

●会長 あとは、23区の平均的な水準、都心とはまた少し違う事情も考えてほしいと。それを踏まえると、今検討しているような水準が妥当ではないかというご意見だったかと思います。

まずは、1番を決定し、その後、2番に移ってまいりたいと思います。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。それでは、1番について、紹介していただけますでしょうか。

●契約管財課長 工事又は製造の請負契約については、東京都における公共工事設計労務単価に一定の割合を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするものです。

具体的な数字については、資料第4号の別紙1のとおり、例えば特殊作業員の場合、東京都の労務単価は2万9,900円であるため、この職種の下限額としては、0.9を掛けて、それを8時間で割ると、1時間当たりが3,364円になります。これを各職種にも同様の考え方を当てはめていくものでございます。令和8年度についても、同様に0.9を乗じた金額で算定することにしてはどうかというのが、1の前段でございます。

見習い・手元等の労働者の単価につきましては、軽作業員の金額から100分の70を掛けた金額で、今年度は運用しているところでございます。1万8,500円に0.7を掛けて、さらに8で割ると、別紙2に記載の1,619円となります。この見習い・手元等の労働者の金額の算出方法についても、令和8年度については、昨年と同様に100分の70を乗じて得た額とするのが、考えられる算定方法の一つとして記載しております。

●会長 確認のため、改めてご説明いただきました。これについては、いかがでしょうか。

●委員 昨年から持ち越しになっている軽作業員は、主に人力による軽易な補助作業をするものになりますが、国の公共工事設計労務単価を決めるための労務費調査がありまして、その中で、軽作業員の位置付けとはどういうものかということになりますけれども、見習いに関しては、職種の認定が難しい場合に軽作業員に分類する、つまり見習い等を軽作業員に設定しているというところがあります。その上で、ほかの各職種に関しては、公共工事設計労務単価の9割とする中で、既に見習いとして分類されているものに対して、ここだけ9割から7割に下げるというところの整合性はどうなのでしょうか。昨年は、作業内容との整合性について、お話をさせていただきましたが、改めて検討いただきたいというところです。例えば千代田区では、そもそも見習いという考え方ありません。

今年度に関しては、現時点で22件が対象になっているということですが、実際に現地確認していただいているということですので、実際にその金額で働いている方がどの程度いるのかをご確認いただきたいと思います。前回もお話ししましたが、ほかの自治体では実態として、ほとんどの者が軽作業員の単価で働いているような事例もありました。そうすると公共工事の質の確保というのが可能なのかどうかということも懸念されます。例えば軽作業員として従事す

る労働者を何割以内と制限を設けているところもあります。実際に軽作業員だけで建物が建設されるわけではありませんので、その比率についてもご確認いただければと思います。

●会長 そうすると、ポイントは100分の70というのが合理的なかどうかということでしょうか。今年度の決定については。別紙2-2によりますと、文京区を含めて11区が100分の70を掛けているようですが。事務局から何かご指摘はありますか。

●契約管財課長 確かに70%ということについて、昨年度から議論をいただきました。今年度もベースは7割で、1時間当たり1,619円になりますが、これを日給に換算しますと1万3,000円を少し下回る金額となります。全てではありませんが求人情報を調べましたところ、9,000円ぐらいから1万4、5千円くらいのものが見受けられましたが、日給で見た場合、1万3,000円弱という金額は実際の求人情報とかけ離れておらず、それに近いところにあるので、現時点では実態に近いという感触は持っております。これまで7掛けについての議論が中心ではありますが、今後の議論の参考として、日給ベースで1万3,000円弱が妥当なのかどうかといった検討の仕方も考えられるかと存じます。

●委員 求人情報まで、確認していただきありがとうございます。実際に求人と就業との関係で見ると、ほかの職種と比べて、建設業は本当に人が採れない状況です。有効求人倍率も5倍弱で推移しています。現場に50人欲しいところを10人程度しか集まらないような状況は、実際の労働環境を含め、なかなか人が入ってこない状況を表していると思います。まず、公共工事において、しっかりと人が確保できるような発注を行っていただき、それによって人員を確保し、徐々に職人が集まるようになればいいと思っております。

●委員 先ほど、来年度の予算編成のために今の段階で見込額を決めたいというお話がありましたが、区の積算上においては、公共工事設計労務単価であって、下限額で単価を算入するわけではないですね。例えば90%や80%になったとしても、区の予算額は変わらないように思われますが。

●契約管財課長 そのとおりです。工事に関しては、基本的にこの労務単価に基づいて積算していくことになります。

●委員 来年度発注工事の予算を多分秋の段階で決められると思いますが、来年度の単価が発表になるのはいつ頃ですか。

●契約管財課長 発表は、例年2月に発表され、3月からの運用となっています。

●委員 そこで、また数字を見直すわけですよね。

●総務部長 予算について実務的な話をいたしますと、これから9月、10月にかけて積算して

いきまして、最終的には、年内にほぼ固まります。それを受け、2月から3月にかけて予算案を議会で議論をいただいて、決定していくことになります。例えば2月、3月になって、その結果を予算に反映させるのかという話になると、実際にはその段階での予算の修正は、できませんので、必要があれば次年度に補正予算を組むとかの対応をするという形になりますが、予算を組むときに、実際にどのぐらいの単価にするのかというはあると思います。例えば委託経費については、基本的には下限額で積算するというわけではなくて、所管課が幾つかの事業者に見積りを伺った上で、積算していきますから、その中で、事業者が提示した見積額が下限額を下回っているようであれば、それは直してくださいといったやり取りをするようになります。

●委員 公共工事設計労務単価を下回るのですか。

●総務部長 公共工事については、そういったことはないかと思います。ただ、2月、3月にその単価が変更になったことを受けて、すぐに当初予算を変えることはできませんので、必要があれば、補正予算で対応していくことになります。

●委員 先ほども話がありましたように、なかなか人が確保できないという中で、労務単価自体が現状と少しずれてきているかと思っています。人を確保できない理由は賃金だけではないと思いますが、実際、職人の数が大幅に減っています。週休2日制や日給月給の課題などにより、建設業に従事したい人が減っているという背景があるとは認識しておりますが、工事の設計労務単価自体についても見直しが必要であると思っています。

●会長 この100分の70についてはいかがでしょうか。

●委員 前回もお話ししましたが、全員が熟練工である業種があつたり、運ぶだけの手元の人と一緒に来る業種もあつたりする中で、材工単価といって、例えばクロスを1平方メートルで貼るような場合に、材料を下請側が持ってきて、平米幾らという契約をする状況で、熟練工が何%で、見習いに当たる人が何%というのは、つかみづらいところであります。区の発注単価もどちらかというと、平米単価や坪単価で積算されていますので100分の70が妥当かどうかというのは、お答えしづらいところではあります。

●委員 先ほどの予算の話に関しては、前回、工事又は製造以外の請負契約のところで、どうしてこのタイミングなのかという話があって、3月から新労務単価が適用されるので、そこはどういうふうに反映されるのかということでお聞きしたところですが、実際、公共工事設定労務単価自体は2月公表なので、新年度予算は旧単価を参考に予算計上された上で、幾らか余裕があって、足りなければ補正予算をするということですね。

●契約管財課長 基本的には、3月から新しい労務単価が適用されますので、実態としては、個々の工事ごとに新しい単価の適用に関する調整協議が行われます。その結果、最終的には個々の契約ごとの対応となります。必要な単価を盛り込んで契約変更することが実際の流れとしてはございます。

●会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。見習い・手元等の報酬下限額ですが、ほとんどの区が100分の70ということでございますので、今年度のところは原案でいかがでしょうか。

●委員 ちなみにほかの区では、75に上げようという話がでているところがあります。先ほどどの有効求人倍率の話も含め、実際に7割で人が来るのかというと、来ないでしょうから、そう考えると、本当に7割で規整になるのかなと思います。人材確保の観点から言えば、最低でも軽作業員の9割以上は払ってという形にしないと、条例の趣旨が生きないのでしょうか。何の規制もなくすり抜けていくだけだと思いますので、そういう穴は塞いでいくのがいいかと思います。他の区で75という話もありますので、文京区は90や85にしようといった前向きな話が出るといいかなと思います。あとは、実際調査をしていただいて。

●会長 先ほど実態として見れば、あまり乖離はないようなお話をしましたが。

●契約管財課長 今は1万3,000円弱ですので、日給で見たときに、例えば1万8,500円が妥当であるのか、1万3,000円が実態に近いのか、これらの点についてもいろいろ議論をできればと思っております。

●委員 次回も、今後について議論できると思いますし、場合によっては、昨年同様、答申の附帯意見として、次年度以降に課題を検討するというようなことがあってもいいと思います。都内で公契約条例が制定された10年以上前のときに、たまたま実態が概ねこの程度であろうというような明確なエビデンスがあったわけではなく、70%に決まったということなので、それから10年以上経過していることから、より実態に合わせて適正な水準にしていくのが望ましいと思います。

●会長 本日これを80にするとか、そういうことは可能でしょうか。実態からあまりにも離れているということはありますか。

●契約管財課長 可能ではありますが、ただし、80とするならば、実態や根拠のようなものが当然必要になるかと思います。最終的には審議会としてのご判断となります。

●委員 根拠は、国の公共工事の労務費調査において、見習いに関しては、軽作業員に振り分けられて、各職種の単価が算定されていることがあります。その上で、軽作業員だけを7掛け

にするというのは、これはどのように規整するのかという話です。千代田区は、見習いを軽作業員に振り分けて9割を下限額としています。ハローワークでの募集状況は、職種がどうなのかとか、どういったレベルの人を求めているのかもありますが、国が全国一斉に調査している中で分類されているのであれば、それは根拠になり得るのではないかでしょうか。

●会長 もう一回確認ですが、国の示している基準額というのは、軽作業員の報酬額が示されているわけですよね。

●委員 そのとおりです。見習いを軽作業員に分類しているということです。

●契約管財課主査 公共工事設計労務単価の調査についてですが、原則として見習い・手元等は調査対象外だったと思います。ただし、何らかの事情により加える場合は、軽作業員などに分類するように指示されていたと認識しております。そのようなことから、必ずしも全ての見習い・手元等が調査の対象として含まれているかどうかというところまでは分からぬかと思われます。

●会長 ほかにご意見はいかがでしょうか。あんまり上がってしまうと、実態と違うということも出てくると思いますが、この数字が上がったからといって、予算が変わることではないというお話をありました。

●委員 我々には、なかなかつかみづらいということです。熟練工が何%、手元が何%入っているかは分からぬので、あまりそこの部分をいじると、一次下請の競争力をある程度、削ってしまうようなことがあります。工事元請の考え方としては、今年が1年目ですし、大半の区が70ということですので、来年度に関しては、70でいいのかなと思います。

●委員 労務費が値引きの材料になるということですか。

●委員 値引きの対象が労務費になっているかどうかも我々にはなかなか分からぬかということです。

●委員 第3回のところで情報提供しようと考えておりましたが、現在、国の中建設業審議会において、労務費の基準ということについて審議されていて、12月頃に答申される予定です。そこでは、公共工事設計労務単価に歩掛を掛けることによって単位施工量当たりの労務費として示すことを基本とし、それが発注者の区から元請、下請まで行き渡ることを目指すという基準が示される予定です。

そのようなルールに変更されれば、労働報酬下限額の考え方を変えていかなければいけないと思いますが、激変緩和措置として、現在7割となっているものが、100%にしなければいけないとなった場合、急激に上げなければいけないわけですから、例えば現状の7割を9割や8

割程度に段階的に引上げてもいいのかなと思います。

●委員 発注はどうなるのでしょうか。

●契約管財課長 公契約条例の仕組みにおいては、実際に業務に従事する労働者が労働報酬下限額を下回る報酬しかもらえていない実態があれば、例えば区に申出をすることができます。区は、申出があった場合、受注者に対して調査をし、是正することができるのがこの条例の運用となります。こうした意味では、幾つかの現場を訪問している趣旨にも関連しますが、まずは労働者にこうした仕組みがあるということを周知しなければ、そのような報告も得られませんので、そこは重要な点と考えております。

●委員 下請契約との間での労務費が分からぬという部分に関しては、国で基準を示していて、標準見積書という形で材料費や工賃とか、人件費等を合わせた形で出しなさいということがガイドラインに示されていますので、その辺りはいずれクリアになってくるかと思います。

●委員 我々もここまで細かく分けないし、下請側もここまで突っ込まれることを好まない傾向があるため、なかなか把握しづらいのが実情だと思います。

我々としては、発注時に見積条件書を交わしていますが、その中に、この工事は文京区公契約条例の対象とうたった上で、下請契約を進めています。また、重層下請があったときに、下まで確実に伝えてくださいということは話していますが、実際に伝わっているかどうかは、調査したことがないので分かりません。

●委員 話がずれてしまうかもしれません、100分の70が妥当なのかどうか、それが自分で整理できなくて、皆さんのお話を伺いながら考えておりました。先ほど日額にしたらどうかというお話をいただいていましたが、それに基づいて、令和7年度の1,619円から日額にすると1万3,000円弱であると。仮に22日勤務したとすると、月給で28万5,000円が額面になります。もちろん引きますが、この金額が見習いの月給の下限額としてどうか、そのお仕事の状況が不勉強で分からぬところがあるため、それが適正かどうかは分かりませんが、そのような視点で考えてみたらどうかと思いました。また、人材確保の問題がありますから、見習いとして月給28万5,000円で求人を出した場合に、経験がないけれどもやってみようかという人たちがどの程度応募して、どの程度採用できるかというような点もあると思います。その上で、100分の70なのか、75なのか、80なのかといった話になっていくのかなと思いました。

●会長 大変考えやすくなつたと思います。

●委員 建設業は、危険を伴う職種であるため、就労前に安全に関する特別教育を受けることになります。そのようなことを考えると、一般的の見習いと同じような単価で入ってくるのかな

とは思います。建設業においては、猛暑の中でもエアコンが設置されず、扇風機で送風しながら作業するところがあるほか、粉じん作業においては、それすら使えない現場もありますので就労を敬遠される傾向があります。

建設業は、東京都や国交省の許可がないと始められない事業で、文京区の許可業者数は23区内で最下位となっています。これは、23区平均の6割少ない、4割しかいないという状況です。労働者に関しては、23区の平均の3分の1しか居住していません。このような状況を考えると、地域防災上何かあった場合、例えば道路が陥没しましたようなときに、重機すら置けないような状況になるなど、インフラ上の危機も懸念されます。

ハローワークにおいては、人材不足分野として、この職種に人を入れようみたいなことを言っていますし、自衛隊法においても、医療・建設・運輸というのは、有事の際に動員をかける職種とされていますので、手当しないと大変な状況になる可能性があります。

●契約管財課長 議論の参考になる情報として、昨年度の特別区人事委員会の勧告では、特別区の一般事務職員の初任給が大卒で月額26万4,000円、高卒で21万8,000円になります。先ほど月給についてのお話をいただきましたので、参考までに報告いたします。

●会長 ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、ここで大きく変えるということは、難しいと思うので、来年度の審議の課題にしてはどうでしょうか。

100分の80といつても、それでいいのかという議論もあり、一方で、100分の70でも、おおむね妥当な金額ではないかという意見や職員との比較に関する意見もあって、ここで急に算定の考え方を変えるというのは、慎重に対応すべきかと思います。

例えば他の10区も100分の70にしていることから、このような議論がほかにもないかどうか、また現場とのずれみたいなものがどのくらい生じているのかということも併せて、1年間勉強する期間を設けてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

●太田委員 分かりました。区でも実態を掴んでいただきたいと思います。また、ぜひ社労士によるモニタリングなどにより客観的な数字などがあって議論できればと思います。

●契約管財課長 私どもも何らかの形で、検討してまいります。

●会長 それでは、ここで中途半端に変えるよりも、1年間勉強して、来年度に考え方を整理した上で答申ができればいいかなと思います。1については、原案どおりにし、ただし宿題付きにさせていただければと思います。見込額としては、100分の70で決定させていただきたいと思います。

続きまして、後半の2でございます。工事、製造以外の請負、業務委託契約については、別

紙7の記載のとおりでございます。①の考え方で1,441円、それに対して前年と同じように追加するすれば、1,445円ということが示されております。このことについて皆様のご意見をいただきたいと思います。

●委員 まず、第1回において、資料として客観的な数字を提示いただき、他区の労働報酬下限額のデータなどもお示しいただきました。決して金額を競うものではありませんが、現在の1,295円という金額は若干の遅れを取ったという認識を持ったと思います。その上で、今年どう対応するのかというところだと思いますが、前回、近隣地区の状況について、把握できる範囲で情報を提供していただけるような話もありましたので、この間に把握している情報がありましたら、お聞かせいただければと思います。

●契約管財課長 令和8年度労働報酬下限額の各区の検討状況につきましては、まだ時期が早いこともあって、詳細な情報を把握していないのが実情でございます。ただ、別紙4をご覧いただきますと5年度から6年度の労働報酬下限額の上昇率が約6.9%なりますが、これと比較して6年度から7年度の上昇率は、約10.7%ということで上昇幅が非常に高かったということになります。その背景には、区の職員給与や会計年度任用職員の報酬額で労働報酬下限額を検討している区がございますので、昨年度の特別区人事委員会勧告で若年層の上昇が高かったことなどが影響して上昇率が10%超えになったのではないかと分析しております。

●委員 先ほどのご意見にもありましたように、決して数字を競うわけではありませんが、他区と比べて差が開いているところがありましたので、この差は何なのかと疑問に感じていました。初年度とはいえ、議論を重ね、限られた時間ではございましたが、しっかり議論した上で決定した金額であり、この差はどこから生じたのか疑問でしたので、各区の実情があって、その中の議論だとは思いますが、その辺りを知りたかったところでしたので、ありがとうございました。

先ほど商工会の見解についてご報告があった中で、近隣区の実態と必ずしも近くはなく目黒区と近い感じがするようなお話をあります。そのような意味では、金額的に妥当だというような見解が示されたものと思います。その点も一つ参考にさせていただくことができるのかなと思いました。また、近隣区の状況についても、見ていく必要があるなと思いましたので、その辺りもいろいろ加味しながら、検討させていただきたいと思います。

●会長 では、具体的に昨年度の特別区人事委員会勧告では、何%の引上げだったのかを正規職員と会計年度任用職員に分けて教えていただけますでしょうか。

●契約管財課長 正規職員につきましては、2.89%の引上げでございます。会計年度任用職員

につきましては、直接勧告されるわけではなく、常勤職員の勧告を踏まえて、改定されたといった運用になります。

●会長 そうすると、他区において、10%前後の大幅な上昇を行った判断というのは、人事委員会勧告以外のトレンドを見ながら研究したのでしょうか。

●契約管財課長 影響は2.89%ですが、人事委員会勧告の中でも、初任給とか若年層へのアップ割合が平均よりも高く、それよりも上の世代はそこまで上がってないという違いがあります。おそらく初任給が結構上がりましたので、平均10%程度上がった背景には、そのようなことが影響しているのではないかと考えております。

●会長 確かに民間が非常に好調ですので、公務員受験者が減っておりますよね。私が勤めている大学もそうですが、若い人の給与を上げないと、みんな民間に流れてしまうという事情があるかと思います。

●委員 今月出た人事院勧告でも高卒初任給に関しては、6.5%上昇しており、今後若年層公務員の賃金引上げというトレンドは、しばらく続く傾向にあると思います。

都内の条例の話に戻しますが、どこの区も条例に基づいて下限額を設定しており、地域別最低賃金、公的機関の数字、会計年度任用職員、高卒の初任給など、各区で統一はされていませんが、そういうものが勘案基準とされています。いずれにせよ、総合的に判断するという点では、どこの区も同じであり、文京区もそうあるべきだと思います。

そういう中で、昨年、渋谷区は1,240円から1,426円と、前年比15%の伸びを示しています。新宿区は1,245円から1,438円と、15.5%の伸びです。墨田区、北区、千代田区、杉並区も10%超えています。地域別最低賃金の伸び率は確かに今年で言えば5.4%ですが、単純にそこだけを掛けても追いつかないというか、適正な水準に達しないというのが労働者側からの感覚です。平均値の伸び率が10.68%であったことから、これと同等の伸び率で各区は推移していくのではないかと考えられます。既に近隣区で具体的な金額が案として出ているところがありまして、早いところでは、1回目でたたき台が示されていますけれども、1,500円を超えてきている状況だと認識しています。昨年は初年度であったため、何を基準にするのかということがありましたが、今年は昨年度の平均値をベースにするというのは非常に合理的だとは思います。しかし、それにどの程度プラスするのか、何を掛けていくのかというときに、単純に最低賃金の伸び率だけだと、再び文京区が一番低い額になってしまふかもしれません。近隣区とのバランスを考えれば、文京区は真ん中ぐらいが適正だと思いますので、渋谷区や新宿区と同水準を目指すつもりはございませんが、一定の水準を確保したほうがいいのではないかと思います。

●委員 文京区は最低賃金を判断基準としておりますが、昨年、初任給が大きく反映された区の勘案基準はどのようにになっていますか。

●委員 ほかの区では、行政職高卒初任給をベースにしているところや、業務職の初任給をベースにしているところ、また、会計年度任用職員の一般事務補助や技能業務をベースにしているところがあります。感覚的には会計年度任用職員の技能業務の働き方が一番近いと思っていますので、その水準は一つの目安になるかと思います。そのような会計年度任用職員と給食調理や清掃、警備といった委託の現場で働く人の時給単価は、同じ公務労働として、大体同水準ではないかと思っております。

●委員 この行政職の単価は自治体ごとに組まれるのですか。

●契約管財課長 常勤職員に関しては基本的には23区で共通ですが、会計年度任用職員に関しては、区によって差があります。本区では、労働報酬下限額を最低賃金を基準に検討していますが、他区の状況も無視はできませんので、各区の労働報酬下限額の平均も勘案することで、ある程度、実情を捉えた算定方法ができるというのが基本的な考え方になります。

●委員 条例を見ると、地域別最低賃金その他公的機関が定める基準となっていますから、その辺りも含めて見ていく必要があると思います。

●会長 今のお話ですが、平均値1,367円をベースにしておりますので、文京区で見ると、仮に1,441円であったら11.2%増となり、かなり思い切った額になると思います。平均額をベースにすることは、合理的だということで、これについてさらに最低賃金の上昇率を掛けるのか、さらに加えるのか、この点が論点だろうと思います。1,441円は約11%上がっておりますが、妥当な水準であるということでございました。

●委員 文京区の公契約条例の適用に該当する案件は、現在どのぐらいありますか。

●契約管財課長 全ての契約が該当するわけではありません。まず工事でいいますと、予定価格が1億以上の工事になりまして、7月25日現在、22件になります。業務委託契約では、1,000万以上のもので、例えば清掃や給食調理業務など全部で113件あります。

●委員 そうすると、工事は受注して完成するまでが契約期間になるかと思いますが、それ以外は、年間契約になりますか。

●契約管財課長 例えば、育成室を例に挙げますと、基本的には1年度単位の契約になりますが、1年間良好な成績で業務を遂行すれば、2年目、3年目も継続できるような仕組みもございます。基本的な契約は1年ベースとなります。

●委員 そうすると、今年契約している会社が良好な仕事をしたら、来年度もそのまま継続し

て、新しい金額で契約し、適用されるということですか。

●契約管財課長 その点についてはご指摘のとおりで、例えば令和7年度で年間契約した場合には、7年度の下限額が適用され、8年度の契約では8年度の下限額が適用されます。

●委員 他区と比べる気持ちも理解できますが、各区によって状況や特性は異なります。先ほど目黒区と地域特性も近いというお話があったように、金額に関して他区と争う必要はないように思います。各区にはそれぞれの特性がありますから、文京区の特性は何かということで、議論するなど、金額だけで競い合って決めるというのは違うような気がします。他区に負けたくないという気持ちは理解できますが、区の特徴などを踏まえて、それが金額に反映されればいいかと思います。

●会長 今の点で何かコメントできることがありますか。区の特徴などについて何か思いつくことはありますか。ご意見をお願いします。

●契約管財課長 特徴で言えば、文京区は都心にはありますが、千代田区とか中央区ほど企業の集積がなくて、どちらかというと住宅都市としての側面があります。その面では目黒区と似ているところもあるかと思います。ただ文京区は、大学が多いのが特徴です。また、各区の条例についてのお話がありましたが、本区は資料第2号に記載されたものが適用範囲となっていますが、工事についても区によって対象金額が異なっており、違いがあるのは事実ですので、そういった意味では本区の特徴と言えるかもしれません。例えば給食調理業務や育成室とかの業務委託の件数は結構多いので、それが一つの特徴とも言えるのではないかと思いました。

●会長 ほかにご意見はございますか。おおむねこの金額でいいというご意見のほか、もう少し上げるべきだ、あるいは上昇率をもっと高く見込むべきだというご意見もございました。

●委員 条例の趣旨は、どこの区であっても大きく変わらないと思います。特に業務委託や指定管理に関しては、条例にもうたわれていますが、公共サービスの品質や人材の確保という観点で、その点は共通していると思います。こうした観点から適正な水準がどの程度かということについては、大きな差はないものと思われます。区の給食調理など、子どもの命に関わる業務の人材確保のために、幾らの金額が必要になるかということです。区の予算がどうなっているかという議論があり、実際、税収としては幸いにも伸びている状況ですので、そこで働く人の労務費を確保していただき、それが経済効果になり地域に還元されるということが条例の意義だと思うので、そういったことから適正な水準が必要だと思います。近隣の状況とかを加味して総合的に見たときには、今のところ1,500円台が、それに近い水準ではないかと思っています。1,400円台半ばだと結果として今年と同じことになるのではないかと危惧しています。

- 会長 大辻委員、特別区の平均額1,367円をベースにするというのはよろしいですか。
- 委員 はい、大丈夫です。
- 会長 上昇率を最低賃金だけだと不十分ではないかとのご指摘がございましたが、それに代わるような指標は何かありますか。
- 委員 昨年の伸び率10.68があります。労働報酬下限額の平均1,367円にその伸び率を掛けると1,513円ぐらいになります。
- 会長 事務局でも計算してもらってよろしいですか。
- 契約管財課主査 1,513円になります。
- 委員 その前後ぐらいが来年度の平均値になるのではないかという予測です。
- 会長 それは他区の下限額の6年度から7年度の上昇率が7年度から8年度にも同じようなトレンドで進むだろうと考えるということですか。かなり思い切った金額になりますが、その場合、文京区にとっては何%上がることになりますか。
- 契約管財課長 16%以上の上りになります。
- 会長 そうですね。原案でも11.2%上がっているかと思いますが、それをかなり大幅に上回る案ということになるかと思います。何かご意見はありますか。
- 委員 他区と比べるとどうしても少し低い気もしますが、かといって16%以上金額が上がるというのはいかがなものでしょうか。
- 総務部長 昨年の特別区の人事委員会勧告が全体で2.89でしたが、初任給ベースを手厚くしていました。公契約条例は下限額ですから、どこに合わせるべきかといったら、初任給ベースの一番安いところにアップ率を合わせるという考え方には妥当性があると思っています。そういった中で、今年の勧告がこれから出てくるわけですが、昨年と同じような形で、初任給や若年層に手厚く配分するのか、それとも全体的に配分するのかというところはまだ見えないところがあるので、多角的な議論が必要かと思いました。
- 会長 はい。分かりました。ほかにいかがでしょうか。そろそろ集約をしたいと思います。
- 委員 それありきではなく、あくまで参考数値として申し上げました。いずれにしても、最終的には総合的に見てどの程度が妥当であるかを判断することになるかと思います。決して今申し上げた金額でなければ譲れないというわけではございません。このような考え方であれば、この程度の水準になるということです。最初に示された金額もそれほど遜色はないとは思いますが、最低1,500円台に乗せておかないと、昨年の二の舞になるのではないかと懸念しております。

●会長 ほかにご意見いかがでしょうか。そうすると、1,441円や1,445円では少し不足ということでしょうか。

●委員 アップ率で言えば、昨年と比べても十分な水準だと思います。他区と金額を比べて上だの下だのという議論はどうかとは思うのですが、どうなのでしょうか。

●会長 そうですね。仮に1,470円だと区にとってのアップ率は13%くらいになりますが、これだと相当な上昇率だと思いますか。

●契約管財課主査 13.5%アップになりました、現行から175円の上昇となります。

●会長 そうですね。このぐらいはどうでしょうか。1,500円は変更の割合として大き過ぎるかなと思いますが。

●委員 北区は昨年度最下位でしたが、同じような話が審議会で行われ、結果として、上から10番目というところになりました。北区の昨年の引上げ率は、14.8%ということで15%ぐらい上げてもなかなか追いつかないのかもしれません。ただ昨年の若年層を引き上げるという特殊な要因もあったのかもしれません、ほかの区を見ると、10%以上の引上げが出てきていますので、トレンドは変わっていないように思います。

●会長 ほかにいかがでしょうか。

●委員 他区の状況は非常に気になるし、それらを踏まえ適正な金額を算定していきたいという気持ちは強くございますが、仮に他区と金額がかけ離れて低くなつた場合、印象は良くありませんが、実質的に何か働く人たちにとってデメリットであるとか、会社にとってマイナスであるとか、その他諸々のことが起こるのかがイメージできずにおります。金額を上げていこうというのはもちろんありますが、一方で、実質的にどのような影響があるのか疑問を持った次第です。

●委員 例えば給食調理のパート職員を募集するとします。A社が文京区の小学校や中学校の給食調理を時給1,295円で募集します。他区でも条例が適用されていて同じ給食調理で時給1,400円となつた場合、労働者は賃金の高い方を選べばいいことなので、労働者が不利益になることではないと思います。理想を言えば、東京都が同じ業種について同じ単価を全て決めてくれればいいのですが、現実的にはそういう縛りがかけられないので、今はそれぞれの自治体の中で決めているわけです。必ずしも全てが同じ業務で同じ仕事内容とは限りませんが、行政が委託する清掃や学童保育の時給は統一されているわけではないので、どっちに行こうかとなつたときに、一般的に時給がより高い方に行くと考えられるため、人材確保がより難しくなるおそれがあるというのが一番分かりやすい例だと思います。

●委員 この労働報酬下限額というのは、あくまでも下限額にすぎないはずです。それに対し
て募集金額との違いはどのように考えていますか。求人側が必要だと考えれば、もっと高い金
額で募集を出すこともあるはずです。これ自体の持つ意味がどこまであるのかなと感じるとこ
ろです。

●委員 最低賃金が出てきたときに、必ず新聞に取り上げられるのは、最低賃金近傍労働者数
です。現在、最低賃金はどんどん上がってきていますが、最低賃金に引っかかる人だけ給料が
上がってきいて、就労者の4分の1が最低賃金で働いています。そのため、最低賃金に引っ
かかった人だけ最低賃金に合わせると、最低賃金に引っかかっていない人も最低賃金に引っ
かって最低賃金になるので、結局はこれが相場になってしまいます。だから行政のところでワ
ーキングプアを生み出さないためにも適正な賃金で人材を確保して行政サービスを確保してい
こうというところが公契約条例の目的だと思います。

●総務部長 補足させてください。去年もこれについて議論しましたが、これはあくまで下限
額であるため、実際にこの金額で集まらなくなつた場合は、事業者側で金額を上げていかない
人が確保できません。そのような意味で実際にこの金額で全て募集しているのかといえば、
それはケース・バイ・ケースだと思います。集まらなければ、その際は金額を上げて、働く側
との妥協点を見つけるのが一般的と思うので、絶対に下回ってはいけない下限額であることか
ら、そのときの雇用状況などに応じて、適切な金額で折り合いをつけるものだと思います。

●委員 その点は、1回調べたほうがいいですよね。最低賃金との関係でいえば、下限額が示
されれば、そこに張り付くものだろうと思いますが。

●委員 一つ言えることは、条例の効果を検証するときに、最低賃金との金額の差が条例の効
果としては分かりやすい話であって、それだけ働く人の収入が増えて、地域での地域経済に加
味されていくということになるかと思います。

●委員 お話をしていくと、高い方がいいのかなという考え方もありますが、公共事業が上が
ってきて、同じように民間企業でも上がればいいですが、区の税収は増えているということで、
お財布は大丈夫かと思いますけど、同じように、それを民間企業で求めることになった場合、
民間企業はそれほど増えていないのが現状です。経営者としては、上げたい気持ちはあるもの
の、私たちのお客様からはそんなにはもらえていないことがあるので、下限額だけを1
年間で急激に引上げてしまうことが、ほかにいい意味での影響があればいいですけれども、民
間企業に関しては非常に厳しくなるという一面もあるということを忘れないでほしいと思いま
す。そのような状況がある中で、こっちだけ上げましょうというわけにはいかないかなと思いま

ましたので、急激な引上げには、私はあまり賛成できないなという意見でございます。

●会長 そうすると1,441円というのは少し不足ではないかという意見もございまして、例えば1,470円はどうでしょう。昨年よりは13.5%上がりますが。

●委員 そうですね。1,500円は行きたい気持ちはありますけど、急激に上げ過ぎるというのが正直な感想です。下限額ですので、これ以上で支払うこともできるわけですし。

●委員 ほかの区が1,500円の水準になって、そっちで相場が形成されている中で、文京区だけが下がっても、それは変わらないですか。

●委員 ただ、私がここで関わらせていただいている以上、ほかの区がそうだからいいですとは言えなくて、経営者としての意見は言わせていただかないと、審議会のメンバーになっていない経営者の思いもここで言う必要があります。会社経営が立ち行かなくなったら、それこそ働いている皆さんが困ってしまうことになります。

●会長 そうですね。

●委員 1回様子を見たほうがいいという意見でございます。

●契約管財課長 冒頭の説明でも若干触れましたが、区の予算は、確かに特別区税が増収傾向ではあるものの、特別交付金という景気に左右されやすい財源もかなりの歳入の割合を占めていますので、中長期的に考えれば、今の状況が未来永劫続くとは限りません。そういう意味では財源にも限界がありますので今の財政状況がある程度好調だとしても、一定の制約があるというのは考えておりますので、補足させていただきます。

●会長 そうですね。区が契約金額は、納税者の税金でありますので、貴重なものだと思います。

●委員 1,470円で見込額を決めたときの場合、次回の第3回に近隣が全部出そろったときに、修正できる余地はありますか。

●契約管財課長 大幅の増額というのは正直厳しいところかと思います。

●会長 微増であれば調整の余地はあるかと。

●総務部長 実際に11月の頃になると、各部署からの予算要求は既に終了し、予算当局による査定に入っている時期になります。そのため、そこで急激に上がって財政フレームに影響が出るような要求というのは認められませんが、微々たるものであれば、査定の中での対応として無理ではない可能性はあります。

●会長 そうしましたら、見込額といたしましては、原案から大幅な増額となります、1,470円といたします。その上で、先ほども確認がございましたとおり、3回目までに何か大

きな事情変更があった場合は、それを勘案して最低限の修正は可能とする、そのような理解の下で見込額を1,470円にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

●会長 今後、何か大きな事情変更等があった場合には、微修正が必要かどうかを次回議論したいと思います。また、答申内容についても検討していきますので、次回の会議では、事務局から答申案を示していただき、その内容を審議して最終決定していきたいと思います。

●委員 最後によろしいですか。

●会長 お願ひします。

●委員 初年度であるため、いろいろと状況をつかんでいくのが本当に難しいと思いますが、各委託先の状況確認や社労士会を活用した第三者による確認の仕組みなどについて、できるかどうかも含めて、次回にでもご意見をいただければと思います。

●契約管財課長 承知しました。

●会長 それでは、議事の2については以上にしたいと存じます。

3 その他

●会長 最後、次第の3でございますが、その他ということでございます。事務局から何かございましたらお願ひします。

●契約管財課長 議事に関する件ですが、長野県に指定管理者施設として八ヶ岳高原学園がございまして、そちらについての労働報酬下限額についても、ご審議いただきたく存じます。本日、労働報酬下限額の見込額については、各区の下限額を平均して最低賃金の上昇率を掛けた1,441円に様々な角度からご審議いただき、1,470円という考え方をお示しいただきましたので、長野県の最低賃金につきましては、本日お配りした資料の4-2のとおり1,061円になりますが、この考え方についてご意見をいただければと思います。

●会長 別紙7の3のところですね。長野県内の指定管理施設の労働報酬下限額について、どうするかということですが、一つの考え方とは、本日決定いたしました1,470円を基に、その増加率を長野県の最低賃金に掛けるということですか。

●契約管財課主査 資料の考え方についてご説明いたしますと、東京都の最低賃金から見込額を1,470円になりましたが、その考え方を長野県の最低賃金に当てはめて計算するというものです。見込額1,470円の東京都の最低賃金に対する伸び率を長野県の最低賃金1,061円に掛けますと1,272円くらいになるかと思います。

- 委員 その考え方は、一般的だと思います。
- 契約管財課主査 先行区でもこのような考え方を取っているところが多い状況です。
- 会長 今、事務局からご報告があった考え方で計算してもらってよろしいでしょうか。
(異議なし)
- 会長 承知いたしました。議題の2でございましたので、補足ということで決定したいと思います。
改めて、その他、次回の案内をお願いいたします。
- 契約管財課長
(次回会議の案内)

4 閉会

- 会長 活発なご審議をいただきました。また、円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。
- 以上をもちまして、第2回公契約審議会を閉会したいと存じます。ありがとうございました。